

住宅用地球温暖化対策設備設置費補助制度 (太陽熱利用システム)

【添付書類の留意事項】

◎(1) 工事請負契約書等のコピー【※建売住宅の場合は売買契約書等のコピー】

- ◆注文者と請負者の両者について、署名又は押印があること。
 - ・注文者は設置場所に居住する個人の名前であることが必要です（法人名義は不可）。
 - ・注文書と請書の組み合わせでも可。
- ◆太陽熱利用システムの設置に要する費用が分かること。
 - ・太陽熱利用システム設置代以外の内容が含まれている場合、内訳が分かる書類等を添付してください。
 - ・契約書本体に記載がない場合、明細や契約書に対応する見積書を添付する等により対応してください。
- ◆太陽熱利用システムの機器型番が明示されていること。
 - ・機器の特定に必要となります。
 - ・契約書本体に記載がない場合、明細や契約書に対応する見積書等を添付してください。

(2) システムの規格等が確認できる書類（一般財団法人ベターリビングの優良住宅部品認定を受けたシステムであることが分かるパンフレット）

- ・メーカーパンフレットのコピー、メーカーWEBサイトの印刷物等をコピーし、提出してください。

◎(3) 設置場所の案内図

- ◆設置住宅を容易に特定できるもの。
 - ・地図で、設置場所を特定してください。
 - ・特に新築物件やWEB上の地図などの場合は、対象の住宅がわかるように線を追記するなどして、設置場所が確実に分かるようにしてください。

◎(4) 建築基準法に基づく検査済証のコピー【※建売住宅の場合のみ】

- ◆検査済証の発出日の属する年度の翌年度の末日までに引渡しができる住宅であること
(例) 検査済証の発出日が「令和6年4月1日～令和7年3月31日」のものは、令和7年度末（令和8年3月31日）までに引渡しができる場合のみ補助対象です。

※その他補助対象設備と同時の申請で、添付書類が同一の場合、◎のついた書類の添付を一部とすることができます。